

物件調書【土地】

財産の名称	旧徳万駐在所跡地			
所在地	琴浦町大字徳万字東為信357番10、字西為信454番5			
面積	公簿面積 183.54㎡ 357番10 : 34.27㎡ 454番5 : 149.27㎡	地目	宅地	
形状	間口狭小奥行長大 ほぼ長方形画地	間口	約7m	
		奥行	約25.5m	
接面道路の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・接面街路との関係：等高 ・東側 幅員約7mの町道浦安駅前線に接面 			
位置及び環境	<ul style="list-style-type: none"> ・JR山陰本線「浦安駅」の南東方 道路距離で約350m ・最寄りの商業施設へ道路距離で約400m ・浦安小学校へ道路距離で約1.8km、東伯中学校へ道路距離で約1.4km 			
法令等による制限	非線引都市計画区域（用途指定無し、建ぺい率70%、容積率400%）、防火指定なし			
供給処理施設の状況	電気	引込可	ガス	都市ガスなし
	上水道	接続済み	下水道	接続済み
	※引込等に伴う工事や各手数料・負担金は購入者負担です。			
沿革	・令和4年3月 旧徳万駐在所解体工事完了			
その他	・埋葬文化財、地下埋葬物存在の端緒及び土壌汚染の端緒は認められない。			

位置図



現況写真



表題部 (土地の表示)		調製	平成10年10月7日	不動産番号	2701000468288
地図番号	C51-2	筆界特定	余白		
所在	東伯郡東伯町大字徳万字東為信				余白
	東伯郡琴浦町大字徳万字東為信				平成16年9月1日行政区画変更 平成16年9月8日登記
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
357番10	宅地	26 77		357番8から分筆 〔昭和38年5月21日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月7日	
余白	余白	34 27		③錯誤 国土調査による成果 〔平成11年6月17日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和38年5月21日 第885号	原因 昭和38年5月6日売買 所有者 東伯郡東伯町 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月7日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和4年9月1日
鳥取地方法務局倉吉支局

登記官

並河昌廣



表題部 (土地の表示)		調製	平成10年10月7日	不動産番号	2701000468583
地図番号	C51-1, 51-2	筆界特定	余白		
所在	東伯郡東伯町大字徳万字西為信				余白
	東伯郡琴浦町大字徳万字西為信				平成16年9月1日行政区画変更 平成16年9月8日登記
①地番	②地目	③地積		町反故 歩留	
454番5	宅地	④	25	12	454番2から分筆 〔昭和38年5月21日〕
余白	余白		156	03	③455番4を合筆 〔昭和38年7月12日〕
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月7日
余白	余白		149	27	③錯誤 国土調査による成果 〔平成11年6月9日〕

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権登記	余白	所有者 東伯郡東伯町 昭和39年法律第18号附則第4項により 平成9年12月1日登記 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月7日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和4年9月1日
鳥取地方務局倉吉支局

登記官

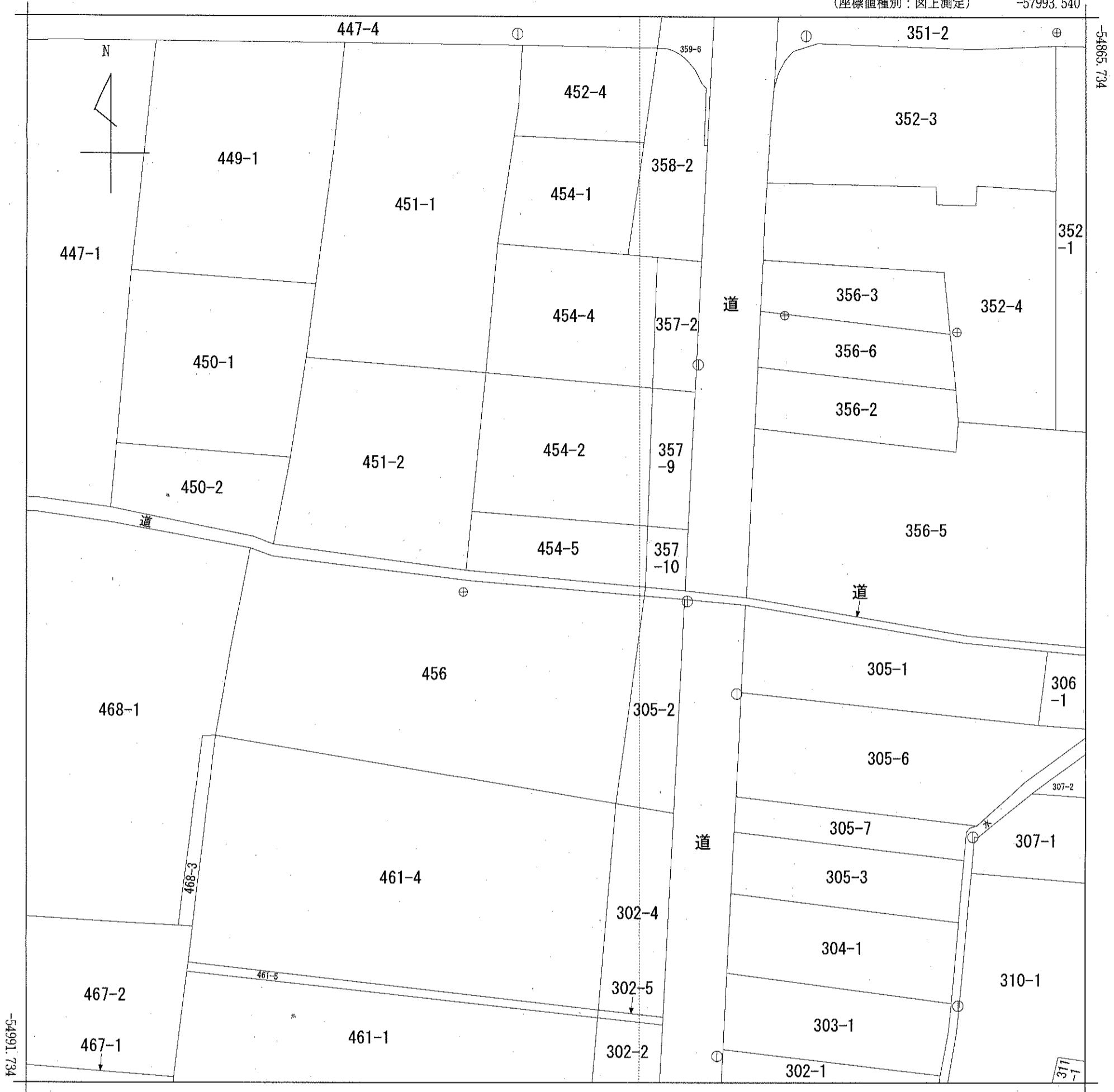
並河昌廣



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

(座標値種別：図上測定)

-57993.540



-58118.540

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出	大字徳万
--------	------

請求部	所在	東伯郡琴浦町大字徳万字西為信				地番	454番5			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	V	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		